

東とう弁べん往おう來らい

本号より新連載として、「東弁往来」がスタートします。これは、当会から各地に旅立った法テラス・スタッフ弁護士やひまわり公設事務所弁護士の方々に、当会での経験を生かした各地での活動ぶり、各地の実情、さらには当会会員へのメッセージなどを寄せただくものです。また、さらに各地のひまわり公設事務所から当会に戻ってきた弁護士にも、地方での知識・経験を当会でどのように生かしているのか等々をお聞きする予定です。地方で頑張っている、または頑張ってきた仲間達の奮闘ぶりを、とくとご覧ください。

第1回 登米ひまわり基金法律事務所 (現 開発法律事務所)



仙台弁護士会会員
開発 健次 (57期)

2004年弁護士登録、東京弁護士会入会。2006年7月に仙台弁護士会に登録換え、2008年6月まで登米ひまわり基金法律事務所所長を務める。登米ひまわり基金法律事務所の任期満了後もそのまま登米にとどまり、現在、事務所名を「開発法律事務所」と名称変更して、現在も登米にて活躍されている。



宮城県登米市

1. 地方赴任を希望した理由は何ですか？ また、登米を選んだ理由は？

困った方の役に立てればという想いを持っていたところ、地方では弁護士が少なく司法サービスの提供が進んでいないことを聞きました。私は、地方での生活にそれほど抵抗感がなかったので、そうであるならば、自分が地方で仕事をすることで役に立ちたいと考えるようになったのです。

北千住パブリック法律事務所で勤務をし、1年が過ぎたころ、どこに行ったらよいのかを考えていました。そのころ、仙台弁護士会から、登米支部管内にひまわり基金法律事務所を作るので応募をしないかというFAXが送られてきました。登米という地域を全く知らなかつたのですが、現地を見に行ったところ、自然が豊かな、武家屋敷が立ち並ぶ落ち着いた雰囲気の町でした。いいところだと感じたので、登米ひまわり基金法律事務所の所長に応募し、登米に来ることになりました。

2. 派遣前の当会における活動内容について教えてください。

北千住パブリック法律事務所において約1年8ヶ月間、勤務しました。北千住パブリックでは、地方に行っても1人で活動できるように、刑事事件、一般民事

事件及び多重債務事件を担当しました。

委員会としては、公設事務所運営特別委員会、消費者問題特別委員会、刑事弁護委員会に所属していました。

3. 登米に赴任後、地域の慣習や事件の進め方等で、東京との違いを感じたことはありますか？

言葉の問題がありました。相談時に、おっさん、ぴーちゃんと言われ、何のことかわかりませんでした。なお、どちらも、ひいおじいさん及びひいおばあさんのことで、男女の区別はありません。

また、経済的にそれほど豊かな地域ではなく、月15万円くらいでも、収入としては多い地域です。そのため、法テラスを使えない場合の弁護士報酬を、東京にいた時よりも低く設定せざるを得ません。

4. 現在担当されている事件の件数、種類、日々の業務内容(スケジュール)などについて、簡単に教えてください。

現在の手持ち事件は、一般民事事件10件、多重債務事件140件、刑事事件6件、管財事件3件です。

事務所開設から約2年6ヶ月経ちますが、約900件の新規相談がありました。そのうち約600件弱が多

2階左端が事務所



重債務相談でした。その要因としては、登米市との連携を進めたことがあげられます。登米市が、市民の多重債務問題の解決のため相談窓口を設置したので、その際、市内の司法書士とともに協議会を作り、多重債務問題の受け皿となっています。

管轄としては、登米支部だけでなく、隣接する古川支部（車で片道1時間）、気仙沼支部（1時間30分）、石巻支部（1時間）、及び、岩手県の一関支部（1時間）、仙台本庁（高速で1時間30分）の事件があります。仙台本庁の事件が入ると、とたんにハードスケジュールとなってしまいます。

5. 仙台弁護士会からの支援や担当している会務等、地元単位会との関係について教えてください。

登米ひまわり基金法律事務所の任期中は、支援委員会の先生方にお世話になりました。

仙台弁護士会の委員会では、刑事弁護委員会、消費者問題対策特別委員会、法律相談センター運営委員会、偏在対策拠点事務所支援委員会（日弁連、東北弁連、仙台弁護士会で設置した東北の過疎地に弁護士を送り出すやまびこ基金法律事務所を支援する委員会）に所属しています。ただ、委員会に全回出席することは難しく、欠席も多い状況で、申し訳なく思っています。

仙台弁護士会との関係は良好であると考えています。仙台弁護士会においては、ひまわり基金法律事務所や法テラスに対するアレルギーもありますが、私自身は受け入れていただいたと思っています。仙台弁護士会では、少しずつですが、弁護士過疎問題を解消するための方策を取っています（県内3カ所のひまわり基金法律事務所の設置、支部にある法律相談センターで多重債務相談の無料化など）。これからも出来る限り協力していくつもりです。

6. 定着を決意された理由は何ですか？

地縁も血縁もなく不安もありましたが、地域のために役立っていることを実感でき、非常に大きなやりがいを感じたため、定着を決めました。

7. 公設事務所弁護士として、当会からこんな支援があったらよかったですと思われることはありますか？ また、今後当会に対して望まれることはありますか？

地方では専門文献等の入手が難しいです。東京弁護士会出身者であれば、特別に図書館利用カードを発行してもらえ、図書館を利用できますが、東京まで行くことも、それほどあるわけではありません。地方から、電話やメールで文献収集を依頼でき、コピーなどを送ってもらえると非常に助かります。そのような制度を導入できないでしょうか。

また、地方では、弁護士事務の経験者がほとんどいないため、事務局採用に苦しめられています。東京弁護士会には様々な出身地の先生がいらっしゃるので、事務局採用に関して情報提供いただけるとよいと思います。

8. これからひまわり公設や法テラスで地方に赴任する、あるいは希望している当会会員に対して、アドバイスをお願いします。

弁護士が足りない地域では、頼りにされることも多く、多くの人の役に立つことができます。単純かもしれません、弁護士冥利に尽きると思います。

9. その他

登米に来てから米を買ったことがありません。よく米をもらいます。ひとめぼれが多いのですが、とてもおいしいです。